

専決処分の報告について（報告第 25 号）

品川区奨学金貸付条例に基づき、奨学金借受者および連帯保証人に対し返還を求めてきたが、返還に応じない者について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行い、東京簡易裁判所に対し支払いを求める訴えを提起した。

記

1 訴えの提起

- (1) 件名 品川区奨学金返還請求 2 件
(2) 訴額 1,458,000 円

2 事件一覧

No.	専決処分の日	被告	続柄	貸付額	返還済額	残元金 (訴額)
1	令和 6 年 7 月 26 日	借受人	本人	468,000	78,000	390,000
		連帯保証人	父			
		連帯保証人	祖母			
2	令和 6 年 7 月 26 日	借受人	本人	1,208,000	140,000	1,068,000
		連帯保証人	父			
		連帯保証人	母			
合計		被告 6 人		1,676,000	218,000	1,458,000